

書〔A〕

掟おきて

一 從よニ 御公儀ごこうぎ 前々被おせいだされ 仰出おほせ候ま「御制禁ごせい、并ならびに對ほんニ 本山ほん・当山とう」御ご 批判状ひはんじょう之趣おもひ、堅かたく可あニ相守あいま事わざ

一金欄地御補任頂戴不もうレ申さず「着用之山伏やまふし、急度可きつとくレセごとたるべく、且かつ 又修験道修行之儀者またしゆげんどう、」從こニ古来らい一定置候外きだめニ、新法成事なること「仕間つかまつるま 敷事じき」

一 入峯之儀にゅうぶぎ、如こニ古来らい無けニ懈怠たい可あニ相あ勤い、山伏弟子取申儀有これレ之あり 候ハ、」遂そうニ相談だん、御法度之宗旨并はつと「從よニ 御公儀ごこうぎ」御構ごかま穿人あいの・

欠落者かけおちもの「杯能々致なむニ吟味ぎんみ、慥成者たしかなるニ相極候ハ、」急度請状きゅうどうじよう 取、契約可つかレ仕事まつるわざ

一行者講ぎようじやこう、其外そのほか会合之時節ちやくぎ「着座之儀者、入峯度数先官どすうせんかん」次第、 年行事ねんぎょうじ以げニ下知げ座次可いレ仕じ、直同行者じきどうぎよう国々式法こくごくしほうニ可いレ仕じ也、尤もつと

喧けん「口論くわん以わたくしニ私權しけん威い相奪あ、不ひ可いレ有きニ蟲むし「肩偏頗かたへん、其上過そのうえ 言儀有間敷候ごんぎあるまじく

附つ、衣食其身飾之事いしょくみんしたがい、隨そのニ其分限ぶんげん、」美麗成儀仕間敷事びれいなる 一本山いっぴん一統御法度之儀者いっとうごほうだのぎ、從せんニ先規き「被さニ定置さだめ候通とお、以いまレ今相違有いまもつて

間敷候、」忝人者ひとりもの其外不審成者ふしんなるものニ一夜之やじか「宿借申間敷事しゆくせうしんま 右之条条々堅かたく可あニ相守あ、此旨このむね、若違もし「犯と輩ら於これレ有あるレ之者、

可いレ被まレ處よニ嚴科げん、」仍勝仙院僧正御下知しやうじやう、如ごとレ件し 村井宮内むらゐみやない (花押)

延宝四丙辰年九月七日 内藤兵部ひょうぶ (花押)